|  |
| --- |
| **天理市テナント事業者向け「緊急つなぎ資金」貸付制度**  **申込み手続きについて** |

**【対象者】**

市内で店舗を賃借し、事業を運営する個人事業主・小規模事業者※１

※１ 小規模事業者とは、常時使用する従業員が20人（商業・サービス業は5人）以下の商工業者を指します。

**【融資額】**

店舗等の賃料　2ヶ月分まで　（上限額：40万円）　無利子・無担保

　　　　　　※複数店舗でも申込可能です。（一事業者の融資上限額：40万円）

　　　　　　 ※店舗兼住宅の場合は、案分して計算します。

**【受付期間】**

**令和２年５月７日(木) ～ 同年6月30日（火）まで**

**【申込方法】**

①原則、郵送による申込み

令和2年6月30日（火）の消印有効です。

　　　　申請書類を下記の宛先に郵送することで申し込みできます。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

|  |
| --- |
| **《申請書等の郵送先》**  **〒６３２－８５５５　天理市川原城町605番地**  **天理市産業振興課　「緊急つなぎ資金貸付係」宛**  ※切手を貼り付けの上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。  ※送料は申請者側のご負担でお願いします。 |

②　臨時相談窓口に持参

　　　天理市役所　地下１階　おしごとセンター内

　　　　平日　午前９時　～　午後16時まで開設

**★お願い**

**新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からなるべく郵送での申し込みをお願いします。ご協力よろしくお願いします**

**【申込みに必要な書類等】**

**①天理市テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付金借入申込書兼請求書（様式第1号）**

**②天理市テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付金借用書　（様式第2号）**

**③天理市テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付返済に係る誓約書（様式第3号）**

※①～③については、ホームページからダウンロードできます。

　　　　　　印刷できない場合は、下記の「お問い合わせ先」にご連絡いただければ、

郵送いたします。

**④賃貸借契約書等、賃料の証明ができるものの写し**

**⑤確定申告書等、市内での事業実態を証明する書類の写し**

**⑥本人確認ができる書類の写し**

　個人の場合：・マイナンバーカード（表面のみコピー）　※通知カードは不可

　　　　　　　　　 ・運転免許証（両面コピー）

　　　　　　　　 　・パスポート（顔写真入りのページと所持人記入欄のコピー）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等

　　　　法人の場合：・履歴事項全部証明書

　　　　　　　　　　・法人の印鑑登録証明書

　　　　　　　　　　　※上記が用意できない場合は、代表者の本人確認書類と官公庁から

発行された書類や確定申告書の写し等の2点で代用可

**⑦振込口座が確認できる書類の写し**

金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号が確認できるもの

（通帳の表紙と見開き１ページ目のコピー）

　　　　　　※個人の場合：本人名義の口座　　法人の場合：会社名義の口座

**【ご融資の決定等】**

審査の結果、融資が決定すればご指定の口座に振り込みします。

なお、審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

**【ご返済】**

借用書に基づき、６か月間据置期間後納付書により一括返済（※１）

（※１）据置期間後の一括返済が困難と認められる場合に限り、

令和３年３月３１日まで期間延長を可能とします。

　　（繰上げ返済も可能です。）

**【お問合せ先】**

　　天理市役所　産業振興課　　電話番号　０７４３－６３－１００１